

ID: 357

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	名寄市ふうれん望湖台自然公園条例 第11条第1項(第21条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年条例第183号		
<p>【根拠条文】 (行為の許可)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる行為を公園で行おうとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真、映画又はテレビジョンを撮影すること。 (3) 興業を行うこと及び広告を表示すること。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しを行うこと。 (5) 特別の設備又は特殊物品の搬入を行うこと。 (6) たき火・その他危険のおそれのある行為をすること。 (7) はり紙若しくは、はり札、広告物を表示すること。 (8) その他施設の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認められる場合限り、市長の承認を得て同項の許可を与えることができる。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日